

いしかわ里山みらいファンドについて



- ・これまで2つのファンドにより、大規模農業法人等の規模拡大支援や、里山里海資源を活用した農村集落の生業づくりを支援
- ・しかし、集落の人手不足・高齢化により、営農や生業づくりの土台となる共同活動が困難に。
➡「いしかわ里山みらいファンド」としてリニューアルし、更なる支援の充実を図る。

いしかわ農業参入支援ファンド(H26～)

- ・大規模農業法人等の規模拡大を支援
 - ✓ 農業参入や規模拡大を図る企業に対し、経営が軌道にのるまでの5年、経営面での支援 等

いしかわ里山振興ファンド(H23～)

- ・農村集落の生業づくりを支援
 - ✓ 里山里海地域資源を活用した新商品開発
 - ✓ 農泊施設での新たな体験メニュー開発 等

R8.6～

いしかわ里山みらいファンド

に統合

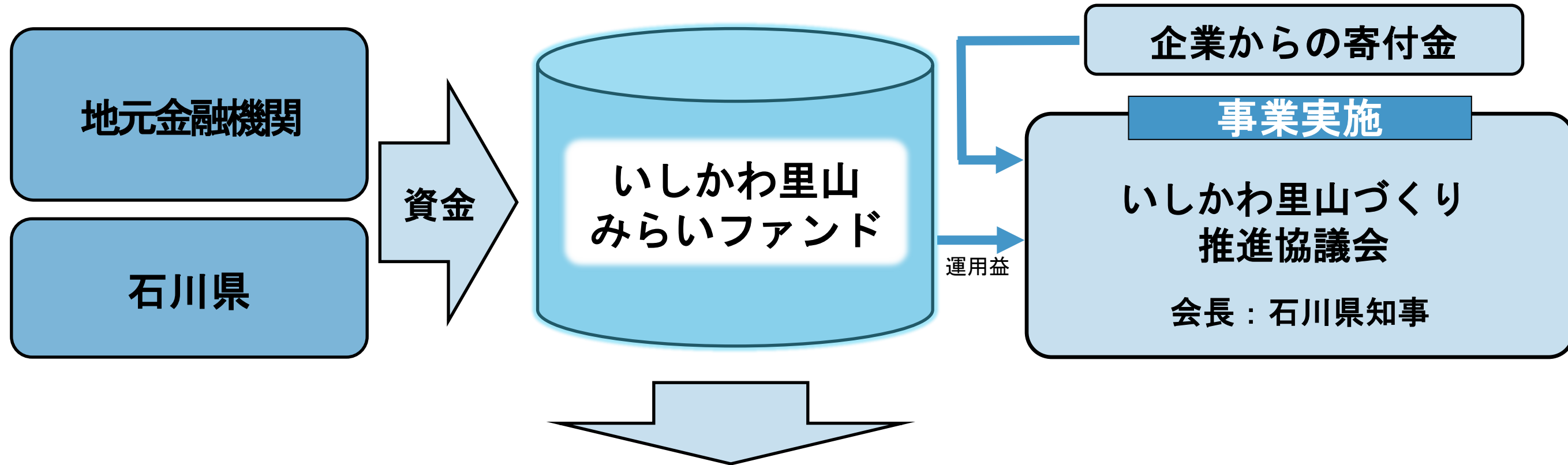
新たな 施策

- 営農や生業づくりの土台となる共同活動の維持・強化を図るメニューの新設
- 離農地の新たな担い手として中小規模農家の規模拡大を図るメニューの新設

いしかわ里山みらいファンドのスキーム



地元金融機関の協力を得て、いしかわ里山みらいファンドとしてリニューアル



運用益等を活用し、下記取組等を支援

- 耕作放棄地の解消等に取り組む「担い手農家の規模拡大」
- 里山里海の地域資源を活用した「新商品・新サービスの開発」

里山里海地域

県が定める中山間地域

(特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定又は公示された地域及びそれに準ずる地域)

※海は県の近海全域が対象

(参考) 里山里海とは？

「里山」：長年にわたる人の暮らしと農林業などの営みにより形成されてきた地域で、二次林、ため池、農地、集落などがモザイク状に組み合わさって形成されている地域

「里海」：人々がさまざまな海の恵みを得ながら生活するなど、人の暮らしと深い関わりを持つ沿岸域

里山里海の地域資源

- ① 本県の里山里海で生産される農林水産物及び自生する天然資源
- ② 上記①を原料とした鉱工業品（伝統的工芸品を含む）やその活用のための特有の技術
- ③ 伝統的なお祭り、伝統的工芸品の工房などの観光資源

活用する資源が里山里海の地域資源に該当するか判断できない場合、管轄の農林総合事務所企画調整室または県農林水産部里山振興室へご確認ください。

第2部：農業参入支援事業 (旧いしかわ農業参入支援ファンド)

令和8年度 補助金メニュー



事業名	事業内容	補助率	交付限度額 (助成期間)
①企業参入や担い手農家の規模拡大支援	企業参入や担い手農家の規模拡大の取組に対し、品目面積に応じて支援 (対象：地域計画に位置付けられた認定農業者、認定新規就農者、集落営農)	定額	5千万円以内（5年以内） ※規模拡大1市町あたり
②スマート農業技術・機械の導入支援	農地の大区画化や規模拡大等と併せたスマート農業技術の導入又は農業支援サービスの提供に係る取組を支援 (対象：地域計画に位置付けられた認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織や、農業支援サービスに取り組む者・組織)	2/3 又は 3/4	2千万円以内（3年以内） ※国庫補助等の支援を受ける場合は、国庫補助金等相当額を除く
③集落での合意形成・共同活動への支援	①営農環境の保全管理活動に向けた話し合いへの支援 ②①で決めた共同活動の継続に向けた支援 〔対象地域：地域計画における今後検討農地が3割以上の地域〕 〔対象組織：構成員に担い手以外の農家又は非農家を含む組織〕	定額	① 150万円以内 ② 30万円以内/ha (各1年以内)

※ 各事業は地域の担い手支援チーム(農林事務所、市町、JAが参画)からの推薦が要件

①企業参入や担い手農家の規模拡大支援

事業費：
9,500万円



- 大規模な農地集積が頭打ちの状況にあることから、意欲ある中小規模農家の規模拡大に期待
- 中小規模農家も対象となるよう要件を緩和するとともに、単価も倍増し、より強力に支援

<対象者>

地域計画に位置付けられた又は位置付けられることが確実な

- ① 認定農業者、
- ② 認定新規就農者、
- ③ 集落営農（規約、共同販売経理、確実な法人化を市町が判断）

<対象農地（立地）>

- ① 中山間地域 かつ
- ② 担い手不在農地（※）を含む農地

※地域計画において10年後の農地の受け手が決まっていない農地
及び1年以内に離農等により受け手が不在となることが確実と見込まれる農地

<対象農地（権利）> 購入農地、農地法3条又は中間管理事業による賃借農地等

（注）前年に申請者自身が耕作していた農地を除く



①企業参入や担い手農家の規模拡大支援

事業費：
9,500万円



- 大規模な農地集積が頭打ちの状況にあることから、意欲ある中小規模農家の規模拡大に期待
- 中小規模農家も対象となるよう要件を緩和するとともに、単価も倍増し、より強力に支援

＜対象営農類型・拡大面積要件・交付単価等＞※経営規模要件、拠点外への参入限定要件は撤廃

品目	5年間の拡大面積の要件		補助金 (1経営体当たり)	面積拡大 集計期間	対象経費
	県外農業法人	県内担い手農家			
米・麦・大豆	15ha以上	3ha以上	100万円/ha	年度ごと 4.1～3.31	参入に要 する経費
露地野菜・果樹	10ha以上	0.3ha以上	300万円/ha		
施設園芸	1ha以上	ハウス2棟以上	初期投資額×1/2		

※地域の担い手支援チーム(農林事務所、市町、JAが参画)からの推薦が要件

＜補助金請求・交付＞年度ごと、年度末に遂行状況/実績報告を受け、拡大面積に応じて補助金交付

＜審査の観点＞①経営耕地面積に対する規模拡大面積の割合、②担い手不在農地の解消割合

③経営基盤の安定性、④規模拡大地域の連携・合意、⑤営農の継続性

⑥地域活性化への波及効果

②スマート農業技術の導入への支援

事業費：
1億900万円



- 人手不足の中での規模拡大にはスマート農業技術の活用が不可欠だが、スマート農業機械が高価
- 規模拡大等の取組と併せて、スマート農機を導入購入・リースする場合等の取組経費を助成

<事業概要>

対象者	規模拡大や大区画化、新たな栽培方法に取り組む地域計画に位置付けられた認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織や農業支援サービスに取り組む者・組織
対象要件	①<u>スマート農業技術の導入計画を策定</u>（スマート農業プランナー育成研修の<u>受講を推奨</u>） ②<u>規模拡大</u>、大区画化、新たな栽培方法の導入のいずれか<u>に取り組むこと</u> ③<u>地域の担い手支援チームから推薦</u>を受けること ※要件を満たせば採択されるものではありません。審査を行います。
対象経費	・スマート農業技術・機械の購入・リース費用 ・ほ場の大区画化施工に係る経費や新たな栽培方法を導入するためにスマート農機と同時使用する機械（アタッチメント）に係る経費 ※詳細、別紙
補助額	最大2,000万円（最長3年間[スマート農機を導入して1作以上作付け]） 補助率：2/3 ※新たな担い手の確保・育成に取り組む農業者・組織については、補助率3/4 ※国補助事業を活用する場合は、国事業と合わせて補助率2/3以内または3/4以内



自動運転トラクター
（2,000～3,000万円）



自動操舵システム
（100万円）



水管理システム
（860万円/3ha）
※20万円/台

②スマート農業技術の導入への支援



<補助対象経費>

- ①機械費(購入費またはリース費) ②ほ場整備費(大区画化に必要な作業委託費等)
- ③借上費(通信機器や機械の借上費用)
- ④情報通信費(システム導入やソフトウェア契約に係る費用、通信費)
- ⑤研修受講料(事業実施に必要な研修の受講費 例 ドローン操縦講習費)
- ⑥役務費(機械の加工・改良費用) ⑦保険料(導入機械に係る保険料 ※傷害保険NG)
- ⑧情報発信費(サービス周知のためのチラシ等)

【補助対象外】

- ・PC、タブレット、ネットワーク機器、軽トラック等の汎用性の高い機器や自動車
- ・事業を実施する上で必要と認められない経費、実施したことを証明できない経費 等

<審査の考え方>

- ・**取組ポイント**と取組内容を**審査員が総合的に評価**して採択を決定
- ・取組ポイントは、規模拡大・大区画化・新たな栽培方法の導入の取組面積の割合や、中山間地域での営農割合、労働生産性の増加量(1人当たりの作業面積)、広域性などをポイントで評価
- ・審査では、取組の実現性、取組による利益の増加、取組の地域への波及効果等を評価

③集落での合意形成・共同活動への支援

事業費：
2,250万円



- 農村集落では、営農を支える共同活動（草刈りや水路清掃など）の実施が困難
- 今後の農地の維持・引継ぎに向けた集落の話し合いや共同活動の継続を支援

採択予定件数：
1～2件/農林

＜対象地域＞地域計画における**今後検討農地が3割以上の地域**（その地域内の単独集落も可）
＜対象組織＞構成員に中小零細農家又は非農家を含む活動組織（規約必須）

①集落の合意形成（話し合い）への支援	
対象要件	・担い手支援チーム（市町、JA、農林） から推薦を受けること ・地域計画の見直しを行う地域
対象経費	専門家（コンサル、NPO等）の派遣・委託費、 先進事例調査費など
助成額	最大150万円（定額）

②共同活動の継続に向けた支援	
対象要件	・担い手支援チーム（市町、JA、農林） が伴走支援を行うこと ・地域計画の見直しを行った地域
対象経費	共同活動の省力化やボランティア受入れ に向けた草刈り機等の購入費など
助成額	最大30万円/ha（定額）

②の取組は以下の要件を満たすこと

- ＜対象農地＞**中山間地域** かつ **活動組織が属する地域計画内の農地**（原則、田）。
- ＜対象活動＞農地、水路、農道等の営農環境の保全管理を将来にわたって継続するための活動
- ＜対象経費＞**対象活動に直接要する経費** かつ **共同で利用する施設・機械の改修・導入経費**、
かつ多面的又は中山間交付金など他の補助事業で交付対象としていない経費



草刈りの省力化



集落全体での草刈り

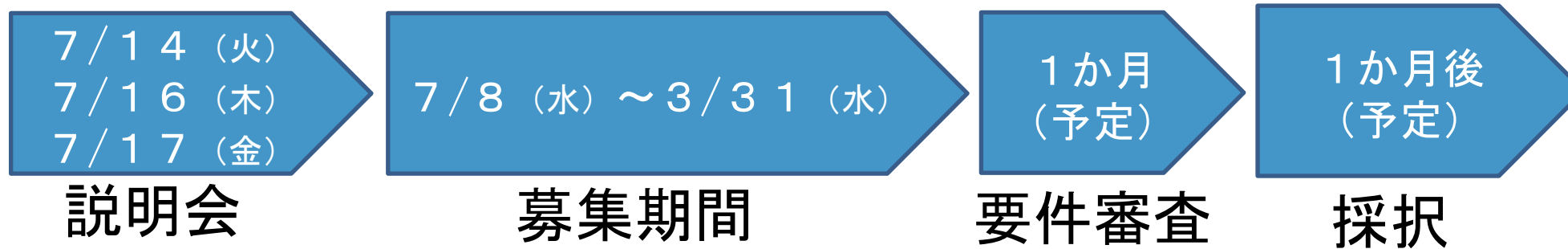
令和8年度 採択までのスケジュール



①企業参入や担い手農家の規模拡大支援



②スマート農業技術の導入への支援、③集落での合意形成・共同活動への支援



事前相談

- ・事業計画書等の様式は、県農林総合事務所で入手できます。
- ・職員が、事業計画書等の作成、ブラッシュアップをお手伝いします。
- ・相談は募集期間前から受け付けています。
- ・管轄の県農林総合事務所 農業振興部までご相談ください。

事業申請にあたっては、農林総合事務所等で構成する担い手支援チームの推薦が必要です。
事業の活用をご検討の際は、まず、県農林総合事務所 農業振興部までご相談ください。

【申込・相談先】 ○南加賀農林総合事務所 農業振興部 TEL 0761-23-1703

対象地域：小松市、加賀市、能美市、川北町

○石川農林総合事務所 農業振興部 TEL 076-276-0371

対象地域：白山市、野々市市

○県央農林総合事務所 農業振興部 TEL 076-239-1751

対象地域：金沢市、かほく市、津幡町、内灘町

○中能登農林総合事務所 農業振興部 TEL 0767-52-5522

対象地域：七尾市、羽咋市、中能登町、志賀町、宝達志水町

○奥能登農林総合事務所 農業振興部 TEL 0768-26-2323

対象地域：輪島市、珠洲市、穴水町、能登町